



2026年6月25日

各位

上場会社名 株式会社共立メンテナンス
代表者 代表取締役社長 中村 幸治
(コード番号 9616)
問合せ先 取締役 武者 隆之
(TEL 03-5295-7854)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 44,500株
(3) 処分価額	1株につき2,926.5円
(4) 処分総額	130,229,250円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※1) 9名 19,300株 当社の取締役を兼務しない執行役員 4名 2,960株 譲渡制限付株式報酬制度を導入している 当社子会社の取締役(※2) 21名 22,240株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 ※2 業務執行取締役に限る。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年6月28日開催の当社第43回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は260,000株(当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、現在は520,000株)を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は本日開催の取締役会において、対象取締役に対する当社第 47 回定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当社第 48 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、当社の取締役を兼務しない執行役員に対する当事業年度期間に係る譲渡制限付株式報酬、及び当社子会社の取締役に対する 2026 年 6 月開催の当該子会社定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当該子会社定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 9 名、当社の取締役を兼務しない執行役員 4 名、及び当社子会社の取締役 21 名（以下、「割当対象者」という。）に対して支給された金銭報酬債権合計 130,229,250 円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 44,500 株を割り当てることを決議いたしました。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 7 月 17 日から割当対象者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が当社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日の前日）、割当対象者が当社の執行役員の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する甲の事業年度末日の前日までに当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が当社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日）、割当対象者が当社の執行役員の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する甲の事業年度末日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当

社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日の前日)、当社の執行役員の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する甲の事業年度末日の前日までに当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役、もしくは当社子会社の取締役である場合は2026年7月から、当社の執行役員である場合は2026年4月から、割当対象者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、割当対象者が当社の取締役、もしくは当社子会社の取締役である場合は2026年7月から、割当対象者が当社の執行役員である場合は2026年4月から、当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2026年6月24日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,926.5円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上